

第 1 章 調査研究の目的・経過

第1節 背景と目的

職業訓練の多様化、求職者の受講機会の拡大、求職者支援法（「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」）の施行など雇用のセーフティネットとしての職業訓練の重要性が再認識される中で、公共職業能力開発施設以外の民間教育訓練機関の活力を活用した職業訓練への期待が高まっている。

また、第9次職業能力開発基本計画にある「国のプロデュース機能（総合調整機能）の強化」、「職業訓練のインフラの構築」などの重点施策に資するため、雇用支援機構の前身（独）雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）から培われてきた職業訓練に関するノウハウを再構築し普及することが大きなポイントとなると考える。

そこで、民間教育訓練機関が職業訓練に参入することを前提として、職業訓練の企画・設定・運営等に必要となる要件を整理し、雇用支援機構として効果的に相談支援できる体制を強化する必要がある。とりわけ平成23年10月に施行された求職者支援法への対応が急務となった。

本調査研究は、これまで能開機構が実施してきた職業訓練、並びに民間教育訓練機関が行ってきた委託訓練、職業能力形成プログラム（日本版デュアルシステム訓練、有期実習型訓練、実践型人材育成システム）、緊急人材育成支援事業（基金訓練）などで培われたノウハウを整理し、業種・制度・訓練形態を超えて横断的・汎用的に活用できる「訓練コースコーディネートマニュアル（仮称）」作成し、併せて比較的簡易な訓練コース開発手法のプロセスを構築するものである。

しかしながら、厚生労働省より「民間教育訓練機関における教育訓練サービスガイドライン」、また、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービス事業者を対象とした基本的要求事項」の発行など外部環境が大きく変わり、本調査研究の目的とする職業訓練の企画・運営に関する標準的な指標が公に示された。このような外部環境の変化と併せて、求職者支援訓練運営を支援することが急務となり、昨年度とりまとめた「離職者訓練コーディネートマニュアル～離職者訓練コースの企画・計画～（求職者支援訓練・暫定版）」をベースに検討を進めたところであるが、調査研究会の総意の元に、新たに「求職者支援訓練 質向上のためのヒント集（仮称）」の第1版の作成を行った。

第2節 共同の調査研究について

本調査研究は、調査研究テーマ「求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究」と親密な関係が有ることから、合同の調査研究会で進行している。この「求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に

関する調査研究」では、求職者支援制度に特化し認定業務や民間教育訓練機関に対する相談・支援に焦点をあてている。

調査研究テーマ名	ターゲット・ねらい
求職者に対する訓練コースのコーディネーター等に関する調査研究	特定の職業訓練制度によらず職業訓練の企画・開発を支援する手法について検討
求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究	主に求職者支援訓練に特化して、その職業訓練の運営を支援する具体的手法などについて検討

第3節 調査研究の経過

3-1 調査研究会の開催経過

(1) 第1回調査研究会 平成24年7月9日(月)・10日(火)

- ①本調査研究会の概要について
- ②指導係のあるべき業務・指導関連業務の要素分析
- ③求職者支援訓練(指導)担当者向け研修「求職者支援訓練の質保証に係る研修(仮称)」の検討
- ④職業訓練指導員向け研修「職業訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修(仮称)」の概要意見交換
- ⑤その他

(2) 第2回調査研究会 平成24年9月5日(水)・6日(木)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(仮称)の検討
- ②その他

(3) 第3回調査研究会 平成24年10月11日(木)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(管理職)実施後の考察
- ②求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(一般職)に向けての検討
- ③その他

(4) 第4回調査研究会 平成24年12月13日(木)・14日(金)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修の成果について
- ②離職者訓練コースコーディネーターマニュアルについて
- ③その他